

分担金・拠出金の名称	砂漠化対処条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	100,366千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	砂漠化対処条約事務局	義務的拠出金			C
国際機関等の概要及び 成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 砂漠化対処条約は、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)や地域が砂漠化に対処するために行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組を先進締約国が支援すること等について規定した条約である。本条約事務局は条約の実施・運営を促進する役割を有し、締約国会議(COP)等での決定に従い、条約の実施に係る業務、途上国の能力構築事業、予算管理等の条約実施運営業務の全般を行う。締約国は195か国及び欧州連合(EU)(2017年5月末現在)。事務局はボン(ドイツ)に所在。本件拠出は事務局の活動を支援するためのもの。</p> <p>(2)拠出に当たっての成果目標 砂漠化対処条約の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<ul style="list-style-type: none"> ・本条約は、砂漠化の問題を直接的に扱う唯一の国際条約であり、この分野における国際規範の形成に大きな影響力を有する。 ・2007年に採択された条約の十年戦略計画(2008-2018)では、COPにおいて必要な目標を共有すること、条約関連の組織(条約実施レビュー会合、地域調整ユニット等)の任務を明確化すること、また、成果重視管理(Results-Based Management)による管理を導入した。これらを通じて、条約の取組の方向性がより明確になった。 ・昨年、事務局ウェブサイトの刷新が行われ、砂漠化の問題や条約の取組についての情報発信を強化している。 ・持続可能な開発目標(SDG)の目標15(陸上資源)のうち、目標15.3(2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。)については、本条約事務局が主導して、砂漠化の影響を受ける国において土地劣化の目安となるベースラインを策定中。今後、策定されたベースラインを基に、各国が土地劣化を防止するための対策を講じることが期待されている。 ・砂漠化の影響を受ける国における対策を進めるために地球環境ファシリテーター(GEF)と緊密に協力している。GEF第6次増資期間(GEF-6)においては、本条約事務局から総額431百万米ドルが土地劣化対策関連のプロジェクトに支出される見込み。 ・我が国は本条約の関連会合に出席し、砂漠化の問題に対する各国の適切な対処や事務局による計画作成の議論に積極的に参加し、締約国間の合意形成に貢献している。 			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・国連会計監査委員会(BOA)による外部監査が実施されており、評価結果は公表されている。 ・2年に1回のCOPにおいて、事務局から拠出国に対し前年度末までの会計報告が行われるとともに、次期年度の予算について拠出国の承認を受ける(2015年10月のCOPにおいて、2014年末時点の会計報告が承認された。) ・近年は予算の増額もなく、職員給与等費用削減に取り組むなど、条約の合理的な運営を行っている。 ・BOAによる外部監査の結果により、2015年の会計報告において、財務業績及びキャッシュフローは国際公会計基準(IPSAS)に従って記載されていると評価されている。 ・他方、同監査においては、会計報告の当初案において、記述のミスが見つかった(BOAの指摘を受けて修正済み)ことから、会計報告に正確な記述を行うように努めることや、自然災害等に際しての事業継続計画を有していないことから、同計画の作成が勧告されている。 ・我が国は、COPに出席し、事務局の当該年度の会計報告や、次期年度の予算に関する議論に参加し、事務局の効率的な運用が確保されるよう努めている。 			

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<p>・地球規模課題の一つである砂漠化への対処は、我が国にとっても見過ごすことができない国際社会共通の重要課題である。砂漠化の進行による土地の劣化により、土地の二酸化炭素吸収が低下するため地球温暖化にも悪影響があり、農業生産性の低下によりグローバルな食料問題にも重大な影響を及ぼしうる。また、砂漠化の影響を受ける国を多く抱えているアフリカ地域からの我が国への国際的な支持・信任を得る上で、本条約の実施に係る我が国の貢献は非常に重要である。</p> <p>・砂漠化は、1か国では対処が不可能な国境を越える問題でもあり、国際的な連携が不可欠。このため、本条約の下で、国際社会が一体となって砂漠化対処に関する規範形成などの取組を進めていく必要がある。また、こうした国際的な砂漠化対処の取組は、我が国が途上国に対し二国間で行う土地の改良、緑化などの支援と相互補完的な関係にある。</p> <p>・我が国は本条約の関連会合における砂漠化対処を巡る議論に積極的に参加してきており、2015年のCOP19においては、土地劣化の中立性に関し、我が国の立場を反映した決定がなされた。</p> <p>・本条約事務局の事務局長が2017年2月に来日し、環境省主催のシンポジウムに出席し、砂漠化対処の重要性を広く訴えた。</p> <p>・我が国は、2年に1回のCOP等各種会合に出席し、砂漠化の問題に関する国際的なルール作りや各国における対処についての議論に積極的に参加している。</p>
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	<p>・本条約事務局における日本人職員(専門職以上)は1名(前年と比較して変化なし。)。なお、幹部職員に日本人職員はいない。</p> <p>・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づき設定した目標値は1名であり、目標値は達成されている。</p> <p>・日本からの働きかけに対して、事務局長から、空席が生じたポストには、日本人の応募を歓迎する旨の回答を得ている。</p> <p>・主に在ドイツ日本大使館を通じて、日本人の採用や昇進について働きかけを行っている。</p>
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	<p>本条約体制において以下のPDCAを確保している。</p> <p>PLAN: 我が国を含め、COPにおいて、条約全体の計画を予算も含めて検討、決定する。</p> <p>DO: 事務局において、上記決定に基づき、各国からの資金拠出を確保し、計画を実施する。</p> <p>CHECK: 監査機関による会計のチェックや、事務局による報告書等に基づき、COPにおいて締約国は運営・活動を評価する。</p> <p>ACT: COP等各種会合を通じて、適宜改善を提案する。</p>
担当課室名	地球環境課	